

# 悩んでいませんか？

## 職場でのセクシュアルハラスメント

～労働者や事業主の方からご相談を受け付けています～

職場でセクハラを受けて困っている…

会社の相談窓口にご相談したが対応してもらえない…



職場のセクシュアルハラスメントの防止対策は？

労働者から相談を受けしたが、どのように対応すればよいか？

こんなときは、**雇用均等室**にご相談ください。

**雇用均等指導員(均等担当)**が問題解決のお手伝いをします！

- ・ 相談は無料、秘密は厳守いたします。
- ・ ご相談は来局、電話いずれでもお受けします。
- ・ 匿名でのご相談も可能です。

**事前予約制(9:00～17:00)**です。

まずはご連絡  
ください！

**香川労働局雇用均等室**

**Tel 087-811-8924**

〒760-0019 高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎2階

### ◆職場におけるセクシュアルハラスメントとは？

労働者の意に反する**性的な言動**が行われることで、労働者の就業環境が悪化し、労働者がそれを拒否したことにより解雇・減給等の不利益を受けることです。

### ◆性的な言動とは？

性的な冗談やからかい  
食事やデートへの執拗な誘い  
性的な内容の情報(噂)を意図的に流すこと  
個人的な性的体験談を話すこと

性的な関係の強要  
不必要な身体への接触  
わいせつ図画の配布・掲示  
強制わいせつ行為

## ◆職場とは？

事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば「職場」に含まれます。

普段働いている場所  
取引先のオフィス

打合せをする  
ための飲食店  
顧客の自宅  
接待の席

出張先  
取材先  
車中

アフターフ  
ァイブの宴会  
(※実質上勤務  
の延長と考えら  
れるもの)

「男性」も「女性」  
も被害者・加害  
者になります。

## ◆労働者とは？

正社員、パートタイム労働者、契約社員など、雇用形態に関係なく事業主が雇用するすべての労働者をいいます。派遣労働者については、派遣元・派遣先事業主ともに措置を講ずる必要があります。

## ◆セクハラ被害にあった時は？

NO!

### ①拒絶することが大切です！

はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がセクハラだということを相手に伝えることが大切です。我慢したり、無視したりすることは、事態をさらに悪化させることにもなりかねません。

### ②会社の窓口に相談しましょう！

一人で解決しようとするのではなく、速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し会社としての対応を求めることが大切です。  
労働組合がある場合は組合に相談する方法もあります。

### ③日時、場所、セクハラの内容等の具体的な記録を取っておきましょう！



後で相談や苦情を申し立てる際に役立ちます。特に、行為者自身がセクハラと認識していない場合は、後々、事実関係で主張が異なってくる場合もあります。できるだけ事実関係を明らかにできるようにしましょう。

## ◆職場でのセクシュアルハラスメント対策とは？

男女雇用機会均等法及びそれに基づく指針により、職場における男女労働者に対するセクシュアルハラスメント対策として次の措置を講ずることが事業主に義務づけられています。

1. 事業主の方針の明確化及び労働者に対するその周知・啓発
2. 相談(苦情含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 相談があった場合の事実関係の迅速かつ正確な確認と適正な対処
4. 相談者や行為者などのプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること